

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

羽曳野市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者制度は**5年ごとの更新**が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者の皆さまは、指定を受けた日によって、

初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

羽曳野市より 指定を受けた日	初回更新までの有効期間		
H10.4.1 ~ H11.3.31	改正法施行日の前日から	1年	令和2年9月29日まで
H11.4.1 ~ H15.3.31	〃	2年	令和3年9月29日まで
H15.4.1 ~ H19.3.31	〃	3年	令和4年9月29日まで
H19.4.1 ~ H25.3.31	〃	4年	令和5年9月29日まで
H25.4.1 ~ R元.9.30	〃	5年	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知します。(発送時期については別途HP等で案内します。)

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の申請)に準拠

①給水装置主任技術者の選任

②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

※省令第18条に準拠

・様式第一号及び第二号

・機械器具調書

・定款及び登記事項証明書(法人)

または住民票(個人)

・選任する主任技術者の確認書類

(免状または技術者証等)

■指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び畝医の基準について確認

I. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

II. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)

III. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況

IV. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

■4項目の確認資料(参考)

・講習会の受講修了証等

・外部研修の受講実施履歴等

※自社内研修は証明不要

・施工者の経験の有無及び

配管技能の資格の有無(参考)

◎更新申請についてのお問い合わせ

羽曳野市水道局工務課(給水担当)

072-958-1111 内線 5040・5045